

仙台白百合女子大学
ハラスメント防止・対策委員会規程

(目 的)

- 第 1 条 この規程は仙台白百合女子大学運営組織規程第 15 条及びハラスメント防止・対策規程第 6 条に基づき、その構成、運営等について定める。
- 2 ハラスメントの案件が発生した場合には、別に定める「ハラスメント対応指針」に従って対処する。

(構 成)

- 第 2 条 ハラスメント防止・対策委員会（以下、「防止・対策委員会」という。）は次の委員をもって構成する。

- (1) 委員長
- (2) 学科の教員 各 1 人
- (3) 事務職員 2 名

- 2 委員長は学長が任命する。
- 3 防止・対策委員会委員の構成にあたっては、男女の比率等に配慮する。
- 4 第 1 項 (3)、(4) の委員は、学長が所属長の意見を参考にして委嘱する。
- 5 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(任 務・運 営)

- 第 3 条 防止・対策委員長は年度当初の定例会議に加え、必要に応じて委員会を招集する。

- 2 防止・対策委員長は次項に定める任務・運営に関し、その遂行状況を学長に報告する。
- 3 防止・対策委員会は、次の事項について検討・審議を行う。
- (1) 本学のハラスメント防止・対策の年次計画に関する事項
 - (2) ハラスメント防止・対策規程の改訂に関する事項
 - (3) ハラスメント防止・対策委員会規程の改訂に関する事項
 - (4) ハラスメント対応指針の改訂に関する事項
 - (5) その他、委員会が以下に示したハラスメント防止・対策上必要と認め
た事項
 - ①ハラスメント防止のための啓発活動に努めること。
 - ②ハラスメント防止に関する理解の増進を図ること。
 - ③ハラスメント防止のための研修等を企画・実施すること。
 - ④ハラスメントに関する相談に対して、ハラスメント相談先を紹介すること。

⑤ハラスメント防止のための研修会等に参加すること。

(委員以外の出席)

第 4 条 防止・対策委員会が必要であると判断した場合は、第 2 条に掲げた構成員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(事 務)

第 5 条 防止・対策委員会の事務処理は、学生課において行う。

(規程の改廃)

第 6 条 本規程の改廃は、教授会の議を経ておこなう。

附 則

2008年 6月18日 施行

2010年 6月23日 一部改正